

赤字解消・激変緩和措置計画（池田市）

都道府県名	保険者 番号	保険者名
大阪府	5	池田市

I . 赤字の発生状況

I - (1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決 算 補 填 等 目 的									
決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	
0	0	0	0	0	0	0	17,342	0	①～⑨ (円) 17,342

決 算 補 填 等 以 外 の 目 的												合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	その他	その他	その他	小計	
							一部負担金の減免額の補填	多子世帯支援奨励金	その他(解消すべきもの)	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳	⑩～⑳ (円)	㉑=①～㉑ (円)
137,998,663	14,837,737	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152,836,400	152,853,742

※その他は、理由別に区分けして貼付してください。

(A)解消すべき法定外繰入金(国定義) ①～⑨	(千円) 17
(B)解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③～⑨,⑩,⑭,⑮,⑰～⑲	138,016

【確認事項】 赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- ☐ 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
- ☒ 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I - (4) 赤字の原因

法定外繰入を財源として、市独自の保険料軽減・減免を実施しているため。

I - (2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	平成27年度	平成28年度	(C) 新規増加額
	551,763	429,057	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I - (3) 赤字額

国 定 義	(D)=(A)+(C)	(千円) 17
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	138,016

Ⅱ．赤字の解消計画

Ⅱ - (1) 赤字解消のための基本方針

令和2年度をもって、市独自の保険料軽減・減免を廃止。

Ⅱ - (2) 赤字解消のための具体的取組

保険料未納者への電話催告や分割納付の履行管理、債権回収センターとの連携による滞納処分等の収納対策を強化していく。

Ⅱ - (3) 赤字解消の年次計画
(総括表 国定義)

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	－	17	0	0	0	0	0	0	17
	－	100.00%							100.00%
残額	17	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	－								0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	－	17	0	0	0	0	0	0	17
	－	100.00%							100.00%
残額	17	0	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	－	49,906	59,681	▲ 31,772	60,201	0	0	0	138,016
	－	36.16%	43.24%	▲23.02%	43.62%				100.00%
残額	138,016	88,110	28,429	60,201	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	－	49,906	59,681	▲ 31,772	60,201	0	0	0	138,016
	－	36.16%	43.24%	▲23.02%	43.62%				100.00%
残額	138,016	88,110	28,429	60,201	0	0	0	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

○保険料率について
・府統一の保険料率は、本市に比べて所得割が低く、平等割が高いため、低所得単身世帯の保険料額が大幅に増えることとなる。
・低所得世帯への影響を緩和するため、所得割については統一保険料率に一定割合を上乗せし、上乗せにより賦課額が増加する分を平等割の引き下げに充てる。
・所得割に上乗せする割合を縮小し、令和3年度に保険料率を統一した。
○保険料の減免基準について
・本市独自の障がい者に対する減免は令和3年度に廃止し、令和5年度より減免基準を府基準に統一した。

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		料	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	8.90%(50/100)	8.78%(53/100)	9.17%(53/100)	8.96%(50/100)	統一	統一	統一	統一	平成30年度の市町村標準保険料率は、平成29年度の本市の保険料率に比べて、所得割、均等割が低く、平等割が高かった。 市町村標準保険料率を導入すると、中・高所得者の保険料が下がる一方、低所得者の保険料が大幅に上昇することとなるため、令和2年度まで所得割を段階的に引き下げ、令和3年度に統一保険料率とした。 また、本算定の時期・納期数についても、令和3年度より統一基準へ移行した。
	均等割(割合)	36,446円(40/100)	27,311円(31/100)	29,713円(30/100)	30,652円(30/100)	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	14,986円(10/100)	22,618円(16/100)	25,149円(17/100)	29,137円(20/100)	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	54万円	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	3.16%(50/100)	3.09%(55/100)	2.99%(56/100)	2.84%(52/100)	統一	統一	統一	統一	
	均等割(割合)	12,904円(40/100)	9,178円(31/100)	9,249円(30/100)	9,358円(30/100)	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	5,306円(10/100)	6,166円(14/100)	6,538円(14/100)	8,255円(18/100)	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	3.29%(50/100)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	介護分については、平成30年度から統一保険料率を採用した場合、平成29年度に比べ、全ての所得層において保険料が下がることとなったため、平成30年度から統一保険料率とした。
	均等割(割合)	14,540円(40/100)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	4,310円(10/100)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	据え置き	一部改定	据え置き	一部改定	据え置き	統一	統一	令和2年度まで現行どおりとし、令和3年度に本市独自の障がい者に対する減免を廃止し、統一基準とした。災害・収入減少による減免は激変緩和措置は行わず、令和3年度から統一基準とした。令和5年度より事務運用についても統一基準に移行した。
4 仮算定の有無		無	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期		7月	7月	7月	7月	統一	統一	統一	統一	
6 納期数		9期	9期	9期	9期	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の減免基準		据え置き	据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	府共通基準と大きな差は無いため激変緩和措置は行わない。周知期間を設けるため、平成30年度は現行どおりとして、平成31年度から統一基準とした。

上記のとおり提出します。

令和 6年 8月 5日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 池田市

代表者名 池田市長 瀧 澤 智 子 印

